

業務仕様書

1 件名

アジア市場向けオンライン活用誘客促進事業委託業務

2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4 事業の目的

アフターコロナを見据え、海外の旅行会社とのつながりを維持・強化するとともに、旅行商品の造成を促進することにより、インバウンド再開時に即応できる体制を整備しておくことが需要である。

こうしたことから、東アジア及び東南アジア市場をターゲットとして、旅行会社向けオンライン視察ツアー・商談会や一般旅行者向けオンライン愛媛旅行体験会等を実施することにより、地方路線に先行して外国人観光客の往来が進むと予想される国内主要空港（関西空港等）を経由した旅行商品の造成促進や愛媛来訪意欲の喚起に取り組むことにより、アフターコロナにおけるインバウンド需要の早期回復と松山空港国際線の早期運航再開への基盤づくりを行う。

5 ターゲット市場（6か国・地域）

中国（主に上海周辺）、韓国、台湾、香港、シンガポール、ベトナム

6 業務の内容

（1）オンラインツアー動画の制作

ターゲット市場の海外旅行会社が求める本県ならではの観光スポットや体験コンテンツをオンラインで体感できる動画を作成すること。

①旅行会社向けオンライン視察ツアー用動画 6本

②一般旅行者向けオンライン愛媛旅行体験会用動画 6本

③PR用動画 1本

<留意事項>

- ・ ①及び②の内容（撮影スポット、構成、時間、BGMの有無等）は、6（2）及び（3）の実施内容に適したものを提案すること。
- ・ ①及び②に使用する言語は、ターゲット市場毎に適した言語とする。具体的には、中国語簡体字、韓国語、中国語繁体字（台湾向け、香港向け）、英語、ベトナム語の6種類とすること。
- ・ ③PR用動画は、②を適宜編集して1～3分程度に集約するとともに、字幕やナレーション等は入れず、映像で魅力が伝わる内容とすること。

なお、PR動画の用途は、愛媛県の多言語観光ホームページへの掲載や観光イベント等での使用を予定している。

(2) 旅行会社向けオンライン視察ツアー・商談会の実施

愛媛県の認知度の向上及び旅行商品の造成を促すことを目的に、(1)で制作した動画を活用したオンライン視察ツアー及びオンライン商談会を実施する。

- ・開催回数：各市場1回、計6回
- ・参加者：愛媛県への関心や送客意欲のある現地旅行会社 各10社以上
愛媛県内の観光事業者 各10社程度（※商談会のみ参加を想定）
- ・時間：オンライン視察ツアー 1時間程度（質疑応答を含む）
商談会 2～3時間程度

<留意事項>

- ・ 招請予定の旅行会社を具体的に提案すること。また、主な招請旅行会社の概要と選定理由を示すこと（特に香港、シンガポール及びベトナム）。
- ・ 開催時期や、現地及び愛媛県内の参加者を会場に集めるか、自社等からのオンライン参加とするかについては、事業効果や現地の感染状況等を踏まえて提案すること。
- ・ 司会進行、プレゼンター、通訳、運営スタッフ、その他機材（パソコン、カメラ等）や会場等の手配、接続テストなど、運営に関する一切の事務を行うこと。
- ・ オンライン視察ツアーについて、愛媛県内からのライブ中継を実施するなど、臨場感を高めて参加者が楽しめる工夫をするとともに、旅行会社の商品造成に役立つ内容とすること。
- ・ 商談会について、現地旅行会社が求める観光資源や情報、県内の観光事業者のセールスポイント等を事前に整理したうえで、最適なマッチングを行うこと。
- ・ オンライン視察ツアー・商談会の実施後、現地旅行会社による旅行商品の造成を円滑に進めるため、必要な情報提供や、現地旅行会社と取引のある日本国内のランドオペレーター等の愛媛県内への招請など、現地旅行会社からの要望等についてヒアリングを行い、協議会へ報告すること。

(3) 一般旅行者向けオンライン愛媛旅行体験会等の実施

愛媛県の認知度の向上及び愛媛県への来訪意欲の喚起を促すことを目的に、(1)で制作した動画を活用したオンライン愛媛旅行体験会を実施する。

- ・開催回数：各市場1回、計6回
- ・参加者：訪日旅行に関心を持つ一般消費者等 各20名程度
- ・時間：1時間半～2時間程度

<留意事項>

- ・ オンラインツアー動画の視聴だけではなく、リアル体験（愛媛県産品の飲食や料理体験、伝統工芸体験等）と組み合わせるなど、参加者に対して、愛媛旅行の魅力を効果的に伝えられる内容とすること。
- ・ 開催時期や、現地参加者を会場に集めるか、自宅等からのオンライン参加とするかについては、事業効果や現地の感染状況等を踏まえて提案すること。
- ・ 本イベントが現地メディアで取り上げられるよう働き掛けを行うなど、現地における愛媛県の認知度の向上等につなげるための取り組みを合わせて実施すること。
- ・ 参加者からイベント参加費を徴する場合は、その理由を示すとともに、適正な価格を設定して提案すること。

- ・ 実施内容は、一般旅行者向けのBtoCセミナーを基本とするが、インバウンド再開の時期等が不透明であることを踏まえ、現地における認知度向上やインバウンド再開後の誘客につながるものであれば、対象や内容を変更して提案することも可とする。

(4) 独自提案事項【任意】

上記(1)～(3)の必須提案事項と連動し、前述「4 事業の目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

7 観光レップとの連携

中国、韓国、台湾で上記6(2)及び(3)の事業を実施するに当たっては、必要に応じて、現地において愛媛県のプロモーションや旅行会社に対するセールスコール等の活動を行っている「観光レップ」と連携して取り組むものとする。

※具体的な連携内容については、協議会と協議の上、決定するものとする。

8 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 再委託の可否

- ・ 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

11 著作権等の取扱い

- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

12 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・事業計画書及び実施工程表 紙1部
- ・その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書：紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
- ・動画：電子データ（電磁的記録媒体は任意）
※電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含める。
- ・その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

12 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議して決定する。